

小美玉市

## 補助金等の見直し基準

(補助金等の透明性、公平性を確保するため)



平成19年2月

監修 小美玉市補助金等検討委員会

## はじめに

補助金等は特定の政策判断や公益上の必要性に基づき執行されるもので、財政的に支援することで市の政策を実現するための手法のひとつである。補助金等の財源は言うまでもなく市民の税金であり、市は補助金等として交付することに対して、市民に納得してもらえるように、積極的に情報を公表し、説明責任を果たさなければならない。

現在、小美玉市における補助金については、『小美玉市補助金等交付規則』において申請、実績報告など事務手続きを規定しているが、補助金採択等に関する明確な基準がない事業が多数ある。このため、市に補助金の要望があり、一度予算化されると、事業実績による効果を評価しないまま安易に交付されたり、長年にわたり継続して交付されたりする例が見受けられる。

また、補助対象経費については、基準が示されていないことから、本来自己資金にて負担すべきものが補助対象経費に含まれている例も見受けられる。

住民の自治意識の高揚と行政の意識改革の中で、透明性・公平性・公益性を確保するためには、補助金の抜本的な見直しが必要となっているため、以下の考え方、判断の基準等により補助金等の見直しを行うものとする。

### 1. 補助金等見直しのあり方

#### (1) 補助金行政の弊害

補助金の交付は、行政サービスを補完する公共的サービスの誘導や、公益的な市民活動を活性化するなど、市の施策を展開する中で、長い間重要な役割を担ってきた。

しかし、一方で次のような弊害が見受けられる。

##### 補助の長期化による既得権化

いったん補助を始めると一定の額の補助が長期化することが多く、全体の公平性が失われるとともに、社会情勢が変化してもなかなか見直せない。

##### 交付団体の自立の阻害

交付される団体も補助金への依存を強め、自己財源の確保など自らの努力で運営を行う姿勢が希薄になりがちとなる。

##### 補助金の適正な執行の見直し

補助金を交付する行政側についても、交付することで目的が達せられたとし、補助金の使途について真に目的にかなっているかの確認がおろそかになりがちとなる。

## (2) 補助金の分類とその課題

現在、市が交付している補助金について、便宜上その性格と課題は次のとおり整理できる。

### 法令に基づく補助

【性格】法令により義務づけされている補助

【課題】補助金の交付はやむを得ないが、国、県の交付基準があったとしても、その金額が妥当なものかどうか、事業内容を精査する必要がある。

### 団体運営費補助

【性格】公益上必要と判断される新しい団体の設立に際して、その多くが初期の段階では組織力・運営基盤が脆弱であるため、自立できるまでの一定期間、運営費に対して行う補助

【課題】長年補助を受けているにもかかわらず、自主・自立が認められない団体への運営費補助は、見直しが必要である。

### 外郭団体（外郭的団体）補助

【性格】公益上必要とされる業務（市業務の代替等）を執行している団体への補助

【課題】外郭団体への補助は、人件費を含むケースが多いことから、人員配置を含め過大になっていないかチェックする必要がある。団体の自主性を尊重しつつ、市が団体の経営方針決定に関与できる体制が求められる。また、各団体の事業運営が適切かつ効率的に実施されているか判断するため、団体内部における監査役員の設置、外部監査の導入等を行うなど団体の経営について透明性を確保するよう指導する必要がある。また長年補助を受けているにもかかわらず、自主・自立が認められず、既得権化してしまっている課題もある。

### イベント補助

【性格】イベント（各種大会開催等）に対する補助

【課題】毎年実施しているから例年どおり補助を行うという考えではなく、真に効果があり、多くの住民に波及するようなイベントに対し補助するという視点で、事業内容、補助金の使途について精査する必要がある。

### 事業費補助

【性格】公益上必要となる事業の実施に関する補助

【課題】行政が実施すべき事業を補完するための補助は、その積算費用を適正にする必要がある。助成的補助（建設、物品購入補助等）は、当初導入時の誘引策であり、その期間を見極め、終期を設定する必要がある。扶助的補助は、社会情勢の変化を勘案し合理的基準の検討が必要である。

### 利子補給金

【性格】利子差額を補給することにより事業目的を達成するための補助

【課題】金利の下落によって負担が非常に少ない現状を考慮すると、利子補給率の見直しを中心とした制度の再検討が必要である。

### (3) 補助金等の見直しの視点

補助金等は特定の政策判断や公益上の必要性に基づき執行されるものであるが、時代の移り変わりとともに、市民生活も変わり、行政需要も多様化してきている。多種多様な補助金等の制度を見直すにあたり、基本的な考え方として以下の項目を見直しの視点と捉えた。ただし、ここに示す視点はあくまでも原則的な考え方であって、例外的な扱いを排除するものではない。個々の補助金等の目的や性格から、例外的な扱いにより本来の目的を達成するなど妥当性を欠く場合には例外的な扱いとすべきものも当然考えられる。そうした補助金等については例外措置とする理由を公表し、市民からの理解が得られるよう説明責任を果たすこととする。

#### 透明性、公共性、公益性が確認できる

補助金等の交付基準は、地方自治法第232条の2に規定する「公益上必要がある場合」に依拠している。この「公益」については、不特定多数のものに直接的又は間接的な利益を及ぼす事業は、行政目的を補完するという前提において、「公益性がある」と考える。その公益性を発揮するためには、補助事業の趣旨・根拠、明確な説明責任が担保される必要がある。

そこで、補助金等は、条例、規則、要綱等により、補助の目的、対象事業、対象団体等をあらかじめ明確にし、常に市民に対し公表できること。

#### 長期にわたり交付されてきた補助事業を見直す

長期にわたり交付され続けている補助金等は、環境が変化する中で当初の交付目的が希薄化している恐れがある。また、補助金等の既得権化につながる可能性があるなど、問題を抱えていることが想定される。

そこで、5年以上において同一団体に交付されている補助金については、補助事業そのものから見直しを行うこととする。

#### 事業費補助へ移行する

補助金の交付にあたっては、本来事業費を対象に補助されるべきであり、事業に対する計画が立てられ、事業目的の達成に向けて行政が資金的な支援をしていくことが必要であると判断された場合に、補助金が交付されるべきである。このように補助対象を明確に事業費に限定することで、補助の効果、必要性を問う事業評価につながる。

そこで、設立当初団体以外の運営費補助事業は事業費に対する補助への切り替えを検討すること。

#### 団体運営費補助のあり方を見直す

「事業費補助への移行」の考えから、団体運営費補助は、補助の対象となる経費の範囲を定めた上で、終期を定め段階的に減額していくべきである。しかしながら、団体の設立時などの初期段階において運営基盤が脆弱である場合への団体運営補助は、本市の目標である「協働」に向けたパートナー育成の観点から、原則外として一部認める必要がある。その際は、終期を定める。

そこで、同一団体に対する補助については3年を限度とする。

### 公募型補助金制度の移行を進める

時代の変化に伴う住民ニーズの多様化が進む中、地域における住民活動への助成要望が増えつつある。小美玉市行財政改革大綱の主要事項でもある「住民との協働」の推進に向け、パートナーとして信頼関係を保ちつつ活動団体の自主性・自立性を損なわない範囲での助成は、重要性がますます高まっている。

市では平成18年度に「小美玉市まちづくり組織支援事業」を創設した。この補助金はまちづくり組織が自主的に取り組む事業に対して、その経費の一部を補助するものであるが、組織を募集・認定し、広く事業を募集して事前申請書の提出が行われ、審査会において補助金交付の可否、金額の審査を行うものである。このような公募型補助金にすることで、公平性が確保されるうえに、新しいアイデアの発掘や団体間に競争原理が働き団体の成長にもつながる。

そこで、事業費補助は公募型補助金へ移行を進める。

### 終期の設定（サンセット方式の確立）をする

補助が長期間にわたる場合、既得権化等の様々な課題が表出してくる。そのため補助金については、適切な見直しを適時実施し、弊害を防ぐために終期を設定する必要がある。

そこで、新たな補助金については開始時に、既存の補助金は改めて終期を設定する。なお、終期は通算3年以内を原則とする。

## 2. 補助金の交付と見直しに関する基準

『小美玉市補助金等交付規則』を市における補助金等の基本的規則であると確認しながら、「1. 補助金等見直しのあり方」を受けて、本市の補助金制度をあるべき姿としていくために、以下の基準と方針に基づいた補助金制度の運用を行うものとする。

### (1) 補助金交付基準 【別表1】

地方自治法では、地方公共団体は、公益上必要がある場合において補助することができることになっている。公益上必要があるかどうかの判断は、十分かつ客観的に妥当性があるものでなければならない。

この視点に基づき、多種多様な補助金について公平性を確保し補助金を交付（審査）するための基準。なお予算の単年度主義の原則に基づき、補助金についても年度単位で予算化する必要があるため、毎年度この基準に基づき審査決定する。

### (2) 補助金見直し基準（通算3年超の補助金の判断基準） 【別表2】

終期設定の原則から、補助金は通算3年以内で交付を終了する。しかしながら継続する必要が認められる場合もあり、補助金については、通算3年経過した際に改めて見直しを行う必要がある。その継続、廃止等の見直しのための判断基準。なお補助金見直し基準は、補助金交付基準を踏まえ適用する。

【別表1】補助金交付基準

内容	項目	視点
判断指標	(1) 事業の公共性は確保されているか（公益性・透明性） * はいずれかに該当は必需	地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性を認めるもので、特定の者のみの利益に供することのないもの。
		地域の経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、行政が積極的に普及・支援する上で、事業推進を図るための援助が必要と認められるもの。
		行政の施策として、事業を団体、個人に積極的に推進しようとするもの。
		条例・規則・要項等により補助事業が明確に説明できるもの。
	(2) 事業の効果性はあるのか（有効性・効率性・適時性） ～ 全てに必需	補助金の交付による効果が認められること。
		事業活動の目的・視点・内容などが明示され、かつ社会、経済情勢に合致していること。
		多様な主体と行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること。
		社会情勢から時宜を得ていること。
	(3) 団体等の適格性はあるのか	団体等の会計処理及び使途が適切であること。
		団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致していること。
		団体等が市の税金等の滞納をしていないこと。
		団体等の会計処理上、補助額を超える繰越額がないこと。
補助対象経費	(1) 事業費対象の原則	団体運営経費にかかる補助は原則対象としない。（ただし、1(3)の(団体運営費補助のあり方)を見直すに規定する新規団体に対する場合は除く
		<p>現行の団体運営経費の内、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等は対象としない。</p> <p>調査研究に係る事業のうち、直接事業に係わらない視察旅費は対象としない。</p>
(2) 補助率・補助単価の明確化	補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準を要項にて明確にし、補助金の交付額を決定する。	
期間	(1) 終期の設定の原則	市単独補助金は、原則として通算3年以内で交付を終了する。
		国や県の制度によるものは、補助終了をもって終了することを原則に見直す。なお補助期間内であっても必要に応じ見直す。

【別表2】補助金見直し基準(通算3年経過後の補助金に関する判断基準)

方向	項目	見直し手法、内容等
継続・見直し	(1) 法令等により補助の実施が義務付けられているもの。	経費精査
	(2) 国、県の補助金を財源の一部として当てる事業のうち、市の負担が義務的であるもの。	経費精査 国県補助終了をもって廃止
	(3) 他市町村との協議等により市の負担が決定しているもの。	経費精査 他市町村との協議
	(4) 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完して実施しているもの。	経費精査
	(5) 「補助金交付基準」(別表1)に概ね適合しており、補助の必要性が認められるもの。	経費精査
廃止	(1) 既存の団体運営経費に対する補助。	廃止(場合により事業費補助金への切替等)
	(2) 施策の浸透、普及等により、補助目的が達成された。	廃止
	(3) 社会情勢等の変化により、補助の目的・視点・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れているもの。	廃止(場合により年次縮減、終期設定等)
	(4) 長期にわたり継続している補助のうち、目的が十分達成されていないなど事業効果が不明確又は乏しいもの、事業目的があいまいになっているもの。	廃止(場合により年次縮減、終期設定等)
	(5) その他、交付に関する基準に適合していないと思われるもの。	廃止(場合により年次縮減、終期設定等)
費目変更	補助金になじまない事業(市の直接経費での支出)。	委託費、負担金、報償費等の検討(場合により年次縮減、終期設定等)
統廃	交付に関する基準により補助の必要性は認められるが、類似の補助(委託)があるため、整理統合により効果があがるもの。	経費精査+同一団体に対する場合及び同一趣旨の統廃合